

山梨県公報

第二千六百六十三号

平成二十三年

九月一日

木曜日

目次

告示

山梨県衛生環境研究所手数料条例第二条に基づく知事の定める額……………六一三
 保安林の指定の予定(十件)……………六一三
 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………六一六
 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………六一七

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六一九
 平成二十三年度行政書士試験に係る受験願書の配布及び受付期間の変更……………六一九
 砂利採取業務主任者試験の実施……………六二三
 平成二十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………六二三
 平成二十三年度後期技能検定の実施……………六二四
 土地区画整理組合の設立認可……………六二六
 開発行為に関する工事の完了について……………六二六
教育委員会
 山梨県指定有形文化財の指定……………六二六
 山梨県指定史跡名勝天然記念物の指定解除……………六二七
 その他……………六二七
 一般競争入札について……………六二七

告示

山梨県告示第三百六十一号

山梨県衛生環境研究所手数料条例(昭和二十九年山梨県条例第七十四号)第二条の規定による知事の定める額を次のとおり定め、平成二十三年九月一日から適用する。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横内正明

試験検査料

区分	項目	単位	料金	摘要
食品衛生試験	放射性物質検査	一件につき	二六、八三〇円	放射性ヨウ素一三 一、放射性セシウ ム一三四及び放射 性セシウム一三七
飲料水試験	放射性物質検査	一件につき	二六、八三〇円	放射性ヨウ素一三 一、放射性セシウ ム一三四及び放射 性セシウム一三七

山梨県告示第三百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三一一の一五から一三一一の一七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字花ノ木平一三一一の一五から一三一一の一七まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

次のとおりとする。

次のとおりとする。

次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
 韮崎市神山町鍋山字八ッ俣二五五三、二五六四の一
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字八ッ俣二五五三・二五六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
 南アルプス市芦安芦倉字古屋鋪四八〇、字中山六六一
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字古屋鋪四八〇・字中山六六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
 北杜市白州町白須字大平九二五七の二、九二五八の二、九二五九の二
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月一日

一 保安林の所在場所 山梨県知事 横 内 正 明

甲州市大和町初鹿野字コフナ沢四一九九の一から四一九九の五まで

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字コフナ沢四一九九の一・四一九九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四一九九の三から四一九九の五まで

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町山保字居立ヶ入四五〇八、四五二〇、四五二一、四五二四

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字居立ヶ入四五〇八・四五二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町大原野字六呂沢三三八四の一、二三八四の二、二三九二の一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大城字中の山一六二一から一六二四まで・一六二五番一・一六二六

・一六三四・一六四一・一六四二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中の山一六二二から一六二四まで・一六四二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町内船字古草里一四五七七の三・一四五七九・一四五八八・一四五九二・一四五九三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字スノ子澤一四三三七、一四三五五の三、一四三六九の一、一四三六九の三、字古草里一四五七五、一四七七六、一四七七七の一、一四五八〇の二、一四五八八、一四五九一、一四五九六、一四五九七、一四五九九、一四六〇〇、一四六〇二、一四六六一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町鯉沢字奥山三七八五、字西赤石三九七四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥山三七八五（次の図に示す部分に限る。）、字西赤石三九七四の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区間
国道	一四一号	蕪崎市小田町小田川一五五番の一地先から 蕪崎市小田町小田川一二七九番の一地先までの上り線 蕪崎市小田町小田川一八六番の一地先から 蕪崎市小田町小田川一二七九番の一地先までの下り線

山梨県告示第三百七十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横内 正明

急傾斜地崩壊危険区域	区域	（イ）次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一から十八号までの標柱を順次結んだ線及び十八号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた				
		標柱番号	郡市	町村	大字	字
南又	一	南巨摩郡	南部町	福士	南又	一八六三三番
	二	同	同	同	同	同
	三	同	同	同	同	同
	四	同	同	同	同	一八六三〇番
	五	同	同	同	同	同
	六	同	同	同	同	一八五九六番一
	七	同	同	同	同	同
	八	同	同	同	同	一八五九五番
	九	同	同	同	同	同
	十	同	同	同	同	一八五九八番
	十一	同	同	同	同	一八五九七番
	十二	同	同	同	同	同

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
十三	南巨摩郡	南部町	福士	南又	一八六〇一番二
十四	同	同	同	同	一八六二番
十五	同	同	同	同	一八六三番
十六	同	同	同	同	一八六三〇番
十七	同	同	同	同	同
十八	同	同	同	同	一八六三四番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
十九	南巨摩郡	南部町	福士	南又	一八五八〇番
二十	同	同	同	同	一八七三番
二十一	同	同	同	同	同
二十二	同	同	同	同	一八五一七番
二十三	同	同	同	同	一八五九番
二十四	同	同	同	同	同
二十五	同	同	同	同	一八五一五番
二十六	同	同	同	同	一八五一番一
二十七	同	同	同	同	同
二十八	同	同	同	同	一八五二番
二十九	同	同	同	同	一八五八四番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
三十	南巨摩郡	南部町	福士	南又	一八五一〇番
三十一	同	同	同	同	同
三十二	同	同	同	同	一八五〇六番一
三十三	同	同	同	同	同
三十四	同	同	同	同	同
三十五	同	同	同	同	同

(二)次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号六十七号から七十八号までの標柱を順次結んだ線及び七十八号と六十七号の標柱を結んだ	三十六	同	同	同	同	自一八五〇一番 至一八五〇四番
	三十七	同	同	同	同	同
	三十八	同	同	同	同	同
	三十九	同	同	同	同	同
	四十	同	同	同	同	同
	四十一	同	同	同	同	同
四十二	同	同	同	同	同	二
四十三	同	同	同	同	同	一八七四八番
四十四	同	同	同	同	同	一八四四二番
四十五	同	同	同	同	同	一八七五〇番+
四十六	同	同	同	同	同	一八七五七番
四十七	同	同	同	同	同	一八四一五番
四十八	同	同	同	同	同	一八三三一番一
四十九	同	同	同	同	同	同
五十	同	同	同	同	同	一八三三〇番
五十一	同	同	同	同	同	一八三三二番二
五十二	同	同	同	同	同	一八三三一番二
五十三	同	同	同	同	同	一八三三一番二
五十四	同	同	同	同	同	一八四〇六番
五十五	同	同	同	同	同	同
五十六	同	同	同	同	同	一八四一九番
五十七	同	同	同	同	同	一八四一八番
五十八	同	同	同	同	同	一八四二二番一
五十九	同	同	同	同	同	一八四三七番一
六十	同	同	同	同	同	一八四三三番一
六十一	同	同	同	同	同	一八四三四番一
六十二	同	同	同	同	同	一八四四七番一
六十三	同	同	同	同	同	一八四四七番一
六十四	同	同	同	同	同	一八四八七番一
六十五	同	同	同	同	同	一八四八七番三
六十六	同	同	同	同	同	一八四八二番一

線に囲まれた区域		標柱番号	郡市町村大字字	地番
七十八	同	同	南巨摩郡	一八二四八番
七十七	同	同	同	一八三三六番一
七十六	同	同	南部町	一八二四〇番
七十五	同	同	同	同
七十四	同	同	福士	一八三三九番一
七十三	同	同	同	同
七十二	同	同	南又	一八二五五番一
七十一	同	同	同	同
七十	同	同	同	一八二五三番
六十九	同	同	同	一八二五三番
六十八	同	同	同	一八二五二番
六十七	同	同	同	同

山梨県告示第三百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域		平成十八年山梨県告示第五百七十二号中の標柱十九号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号二十六号の標柱を結んだ線、二十六号から三十三号までの標柱を順次結んだ線、三十三号の標柱と同告示中の標柱二十号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱十九号を結んだ線に囲まれた区域			
家付	標柱番号	郡市町村	大字	字	地番
二十七	同	西八代郡	市川三郷町	鴨狩津向	一四七六番一
同	同	同	同	同	一四七六番二

二十八	同	同	同	家ノ前	九一〇番
二十九	同	同	同	同	九〇八番
三十	同	同	同	同	九〇四番
三十一	同	同	同	同	九〇三番
三十二	同	同	同	家附	一四七三番一
三十三	同	同	同	家ノ前	九〇二番一

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年八月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人東甲斐地産
 - 2 代表者の氏名 市村秀雄
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市上野原字中宿三千二百八十三番一
 - 4 定款に記載された目的
 この法人は、上野原市及び周辺地域住民に対して、地域の名産および農産物の加工に関する事業を行い、地域活性化及び伝統の継承、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年八月十八日から同年十月十七日まで

● 平成二十三年度行政書士試験に係る受験願書の配布及び受付期間の変更
 財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があつた。
 平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委任された行政書士試験について、受験願書の配布及び受付期間を次のとおり延長することとした。

ととした。
 平成二十三年九月一日

財団法人行政書士試験研究センター
 理事長 木 寺 久

- 1 試験期日 平成23年11月13日(日)午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 甲府市酒折2丁目4番5号 山梨学院大学
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
- ※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 平成23年8月1日(月)から9月12日(月)まで
- イ 受付場所 (財)行政書士試験研究センター
 受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月12日の消印があるものまで受け付けます。
- ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)
- エ 受験手数料 7,000円
 受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
- オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

- 配布期間 平成23年8月1日(月)から9月5日(月)まで
 郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(9月5日必着のこと)

○ 名称 (財) 行政書士試験研究センター

○ 住所 〒100-8779 郵便事業(株) 銀座支店留

② 窓口配布

○ 配布期間 平成23年8月1日(月)から9月12日(月)まで

○ 配布場所

・ 山梨県行政書士会

甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

・ 山梨県庁西別館1階

甲府市丸の内1-8-17 山梨県庁西別館 1階

(土・日・祝日を含む午前8時30分から午後5時まで)

・ 山梨県総務部私学文書課

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 峡東地域県民センター

甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 峡南地域県民センター

南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 中北地域県民センター

韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 富士・東部地域県民センター

都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

① (財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力して下さい。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

② 利用できるクレジットカード

○ VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

① 平成23年8月1日(月)午前9時から9月7日(水)午後5時まで

この出願システムは、9月7日(水)午後5時で終了します。午後5時までに入

力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

② 最終日（9月7日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中に特例措置（点字試験を含む。）を希望される方は、申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って（財）行政書士試験研究センターへ必ずご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成24年1月30日（月） 午前9時

(2) 方 法 (財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、（財）行政書士試験研究センターホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十三年十一月十一日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

六 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

七 受験願書受付期間

平成二十三年十月二十一日（金）から同年十一月四日（金）までの山梨県の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四五）に問い合わせること。

●平成二十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇三・六七ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七二・〇二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一八・四八ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇二・四二ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六六七・五一ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一三六・四九ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	九六〇・二八ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五六五・三八ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七一一・三九ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一三四・五四ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一五〇・七〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一一・二六ヘクタール

相模川上流土砂流出防備保安林

一六一・二九ヘクタール

●平成二十三年度後期技能検定の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横内 正 明

一 実施職種

1 特級

金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動車販売調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2 一級及び二級

さく井、金型製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プレス金型製作・金属プレス加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プレス金型製作作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業に限る。）、金属ばね製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、薄板ばね製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、薄板ばね製造作業に限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーケンス制御法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーケンス制御作業に限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業に限る。）、和裁、強化プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、積層防食法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、エポキシ樹脂積層防食作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石材加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石材加工作業に限る。）、パン製造、建築大工、かわらぶ

き、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立て作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水施工法、合成ゴムシート防水施工法及び塩化ビニル系シート防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業及び塩化ビニル系シート防水工事作業に限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業に限る。）、電気製図、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼橋塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼橋塗装作業に限る。）

3 三級

機械検査、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及びシーケンス制御法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及びシーケンス制御作業に限る。）、プリント配線板製造、時計修理、冷凍空調和機器施工、和裁、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、建築大工、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業に限る。）、電気製図及び貴金属装身具製作

4 単一等級

電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十三年十二月五日（月）から平成二十四年二月十九日（日）までの間において、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つて。

- (二) 実施場所
山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表
平成二十三年十一月二十五日(金)に山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については公表しない。
- 2 学科試験
- (-) 実施期日

検定職種	実施期日
<p>1 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工</p> <p>2 三級 機械検査、電気機器組立て及び配管</p>	<p>平成二十四年二月十二日(日)</p>
<p>1 特級 金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動車販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形</p> <p>2 一級及び二級 さく井、金型製作、工場板金、時計修理、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図</p> <p>3 三級 時計修理、冷凍空調和機器施工、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作</p> <p>4 単一等級 バルコニー施工</p>	<p>平成二十四年二月十九日(日)</p>
<p>1 一級及び二級</p>	<p>平成二十四年二月五</p>

- 金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション、電気製図及び塗装
- 2 三級
プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション及び電気製図
- 3 単一等級
電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工
- 日(日)

- (二) 実施場所
甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター
- 1 受検申請の手続
提出書類
- 1 技能検定受検申請書
- (-) 実施試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料
- (-) 実技試験
- (1) 一級、二級、三級(2)に該当する者を除く。及び単一等級 一万六千五百円
- (2) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。) 一万円
- (二) 学科試験
- 3 手数料の納付方法
実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。
- 4 受付期間
平成二十三年十月三日(月)から同月十四日(金)まで
- 5 提出先
甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十四年三月十三日（火）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 組合の名称

都留市井倉第二土地区画整理組合

二 事業施行予定期間

平成二十三年度から平成二十八年度まで

三 施行地区

都留市大字井倉字美通及び字馬場の各一部

四 事務所の所在地

都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所内

五 設立認可の年月日

平成二十三年九月一日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

都留市公告式条例により掲示する

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲州市塩山熊野字西田六二、六三の一、六三の三、六三の四、六四、六九の一、七〇の一、七〇の二、七〇の三、七〇の四、七〇の五、七〇の七、七〇の八、七〇の九、七一、七二の一、七二の三、七二の四、七二の八、七二の九、七九の五及び七九の八の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲州市塩山熊野七十の一 有限会社塩山大丸 代表取締役 橋本 正玉

教育委員会

山梨県教育委員会告示第五号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成二十三年九月一日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

有形文化財の部

考古資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所

甲府城跡出土遺物	三十二点	甲府城築城前の一蓮寺に係る戦国時代の石造物及び甲府城の建築や日常に関わる金属製品・木製品	山梨県	甲府市丸の内一丁目六番一	甲府市下曾根町九二三番地山梨県立考古博物館
----------	------	--	-----	--------------	-----------------------

山梨県教育委員会告示第六号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十二条第一項の規定により、次の山梨県指定史跡名勝天然記念物の指定を解除する。

平成二十三年九月一日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正子

史跡名勝天然記念物の部
天然記念物

名称	所在地	所有者
藤袋のヤツブサウメ	山梨県笛吹市境川町藤袋一六一番地	伊原 和雄

その他

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年九月一日

山梨県工業技術センター所長 清水 幹人

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

3Dプリンタ 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

- 3 納入期限
平成二十三年十二月十六日
- 4 納入場所
山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター
- 二 一般競争入札の参加資格
1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。
- 6 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県工業技術センター所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 三 入札手続等
1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 四〇〇〇 〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター総務課 電話 〇五五 二四三 六一一
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十三年九月三十日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
平成二十三年九月十四日（水）午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十三年十月四日(火)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。
5 入札及び開札の日時及び場所
平成二十三年十月十九日(水)午前十一時 山梨県工業技術センター研究管理棟
三階研修室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成二十三年十月十八日(火)午後四時までに山梨県工業技術センター総務課
(郵便番号四〇〇〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地)に必着すること。

7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務の履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法
この公告に示した物品等を納入できると山梨県工業技術センター所長が認めたる入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二に該当する者は、これを免除する。

4 契約書の作成の要否

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他
詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Multi-material 3D Printer

2 Date and time for tender
11:00AM October 19, 2011

3 Bureau in charge

General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center,

2094 Otsu-machi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL 055-243-6111